

青森県報

第三千六百十四号

平成二十四年
十一月七日
(水曜日)

目次

告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(保 險 課) ……一
- 飼料の試験の結果の概要……………(畜 産 課) ……二

公 告

- 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活文化課) ……三
- 右 同……………(同) ……三
- 右 同……………(同) ……四
- 右 同……………(同) ……四
- 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(商工政策課) ……四
- 争議行為の通知の公表……………(労政・能力開発課) ……五
- 右 同……………(同) ……五
- 建設業者の許可の取消し……………(三八地域(県民)局) ……五
- 右 同……………(同) ……六
- 右 同……………(同) ……六

告 示

青森県告示第七百九十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十四年十一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	主たる事務所所在地又は住所	居宅サービスの種類		氏名	住所	指定年月日
		居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所			
社会福祉法人国吉福祉会	弘前市大字国吉字村元八六の四	訪問介護	訪問介護事業所	弘前市大字高崎二丁目三の二	平成二四・一	
株式会社 さい商店	弘前市大字高田三丁目六の二	福祉用具貸与	介護サービス活彩	弘前市大字田町一丁目一の六	"	
株式会社 さい商店	弘前市大字高田三丁目六の二	特定福祉用具販売	介護サービス活彩	弘前市大字田町一丁目一の六	"	

青森県告示第七百九十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十四年十一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	主たる事務所所在地又は住所	介護予防サービスの種類	氏名	住所	指定年月日
指定介護予防サービス業者					

社会福祉法人吉福祉会	弘前市大字国吉字村元八六の四	介護予防訪問介護	訪問介護事業所による	弘前市大字高崎二丁目三の二	平成二〇一
株式会社かさい商店	弘前市大字高田三丁目六の二二	介護予防用具貸与	介護サービ	弘前市大字田町一丁目一の六	"
株式会社かさい商店	弘前市大字高田三丁目六の二二	特定介護用具販売	介護サービ	弘前市大字田町一丁目一の六	"

青森県告示第七百九十八号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項の規定により平成二十四年九月五日、同月十一日及び同年十月十日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成二十四年十一月七日

青森県知事 三 枝 申 吾

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験結果の概要										違反の内容			
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性窒素 %	水溶性窒素 %	消化率 %	TDN %		M E kcal/kg	その他水分 %	
東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24の8	同左	日配 成鶏飼育用配合飼料 バランスアップ18	24.9	18.6	5.8	4.58	0.55	1.4	12.9					80.0	2,900	10.8	
東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24の8	同左	日配 子豚育成用配合飼料 子豚用P7-80	24.9	16.2	5.2	0.51	0.43	2.3	3.4					81.0		12.3	
東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24の8	同左	日配 ほ乳期子豚育成用配合飼料 コロニールMダツシユ	24.9	19.3	5.7	0.79	0.64	1.8	4.5							11.5	
伊藤忠飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の6	同左	F A - 17N	24.9	16.3	5.4	4.27	0.51	2.1	12.5						2,850	11.3	
伊藤忠飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の6	同左	F A - 16N	24.9	15.1	4.1	4.21	0.43	1.9	12.1						2,830	11.1	
伊藤忠飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の6	同左	子豚マスター (M)	24.9	14.5	4.5	0.68	0.50	1.1	4.1					78.0		12.5	
中部飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の5	同左	エル中印配合飼料 イチチロ種雄P	24.10	13.2	3.8	0.97	0.81	4.1	5.7						2,600	12.0	

中部飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字 海岸24の5	同左	エル中印配合飼料 フロイラー種鶏雄用	24.10	13.1	3.6	1.09	0.73	3.5	5.5			2,800	12.2	
中部飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字 海岸24の5	同左	エル中印幼すう用配合飼料 幼す名人	24.10	21.6	3.9	1.04	0.71	1.6	5.7			2,950	11.9	

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあっては、個別検査項目に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

の実現を目指す。もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年十一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年十月十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人あゆみの会
- 三 代表者の氏名
越後 シケ
- 四 主たる事務所の所在地
三戸郡階上町蒼前西六丁目九の二二八五
- 五 定款に記載された目的
この法人は、心身に障害のある人たちが及びその家族に対して、地域生活を営む上で必要な支援、権利擁護、社会参画を促進するための支援、就労支援、職業能力の開発など総合的援助を行うと共に、すべての人が豊かに健やかに暮らせる地域社会

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年十一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年十月十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人津軽弁協会
- 三 代表者の氏名
佐藤 剛
- 四 主たる事務所の所在地
弘前市大字折笠字法立堂一一四の五
- 五 定款に記載された目的

この法人は、普段津軽弁を話す人に限らず、地元の若い世代や津軽地方を訪れる観光客など、津軽弁に興味・関心を持つ人々に対して広く津軽弁の振興事業活動を行い、郷土文化の宝であると同時に重要な観光資源である津軽弁の普及・活用・継承に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年十一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年十月二十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人青森県環境パートナーシップセンター

三 代表者の氏名

有谷 昭男

四 主たる事務所の所在地

青森市新町一丁目一三の七

五 定款に記載された目的

この法人は、住民・市民活動団体・事業者・行政などに対し、各活動主体が対等な立場で役割を分担し、相互に協力・連携しながら、環境を保全・再生・創造する活動を実践していく「環境パートナーシップ」の構築に関する事業を行い、環境問題の解決と持続可能な循環型社会の形成に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年十一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日
平成二十四年十月二十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ケアリーブ

三 代表者の氏名

中村 司

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字青山二丁目二の六

五 定款に記載された目的

この法人は、弘前市及びその周辺市町村の住民に対し、一切の宗教行事とは関係なく、また、営利を第一の目標とすることなく、福祉の精神にのっとり、高齢弱者、身体障害者の日常生活の支援及び冠婚葬祭に関する支援事業を行うことにより、地域住民の福祉の増進に寄与すること、並びに、高齢者へのパーソナルコンピューター操作指導を行い、地域住民の社会教育の推進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年十一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン青森浜田 ニプロック

青森市大字浜田字玉川一九六の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオンタウン株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

代表取締役社長 大門淳

三 青森市の意見の概要

早朝からの営業となることから、駐車場への経路が、歩道と車道が明確に区分か

れていない学校への登下校ルートとなる道路を回避することや、登下校時間帯の通行を避けることを来客に呼びかけるなどの措置を講ずること。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出なし

五 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成二十四年十一月七日から同年十二月七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

争議行為の通知の公表

青森市妙見三丁目一の一〇に所在する青森県医療労働組合連合会の執行委員長山本公行から労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、次のとおり争議行為を行う旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公表する。

平成二十四年十一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 争議行為の目的

医療等労働者の大幅増員、賃金と雇用の確保等

二 争議行為をなす日時

平成二十四年十一月八日午前零時より妥結に至るまでの期間

三 争議行為をなす場所

青森保健生活協同組合の全職場又は一部、津軽保健生活協同組合の全職場又は一部、八戸医療生活協同組合の全職場又は一部

四 争議行為の概要

右記の場所で全体的あるいは部分的に、あるいは断続的に全ての業務の停止をは

じめ、あらゆる形の争議行為を単独又は、併用して行う。

争議行為の通知の公表

八戸市大字田面木字中明戸二に所在する八戸赤十字病院労働組合の執行委員長田村政雄から労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、次のとおり争議行為を行う旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公表する。

平成二十四年十一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 争議行為の目的

二〇二二年組合要求の前進および実現

二 争議行為をなす日時

平成二十四年十一月八日午前零時より妥結に至るまでの期間

三 争議行為をなす場所

八戸赤十字病院の全職場、または一部

四 争議行為の概要

右記の場所で全体的あるいは部分的に、あるいは断続的に、全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為を単独または、併用して行う。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年十一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社ガードワーク

二 代表者の氏名 秋山 芳輝

三 主たる営業所の所在地 八戸市小中野二丁目五の二

四 許可番号 青森県知事許可（般 二一）第一七二二五号

五 取消年月日 平成二十四年十月二日
六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十四年九月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年十一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社北政組

二 代表者の氏名 赤松 夏美

三 主たる営業所の所在地 三戸郡階上町大字道仏字大蛇二二八の三

四 許可番号 青森県知事許可（般 二一）第三〇〇四三二号

五 取消年月日 平成二十四年十月三日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十三年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年十一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社光和電気工業
二 代表者の氏名 榎本 朝子

三 主たる営業所の所在地 八戸市諏訪二丁目五の一四

四 許可番号 青森県知事許可（般 二四）第三七七五号

五 取消年月日 平成二十四年十月十二日

六 取消しに係る建設業の許可

電気通信工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十四年九月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行所・発行人）
青森市長島二丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭